

# 寡占化・硬直化・脆弱化した日本の金融システム

——不安定化した金融システムをどう立て直すか——

菊 池 英 博

## はじめに

2001年10月から始まった金融庁の金融再生プログラムは、大手行の不良債権の加速処理と税効果資本（繰り延べ税金資産）の圧縮を掲げた。その結果、形式上は2005年3月末で不良債権比率は目標値（2002年3月の8.4%を4.2%にする）は達成された。しかし、大手のUFJ銀行を東京三菱銀行との合併に追い込んだために、日本の金融システムは寡占化と硬直化が進み、かえって不安定になってしまった。その上、2005年4月にペイオフ（一銀行の一預金者に対する預金保険機構による預金保証限度額を1,000万円とする）が完全に実施されたために、現在の金融システムは健全化とははるかに遠く、かえって不安定な状況になっている。

なぜこんなに脆弱化した金融システムになってしまったのか。それは2002年10月の金融改革プログラムの前提そのものに問題があり、しかも不良債権処理にあたってデフレのもとでは絶対には使用すべきではない、DCF方式と減損会計による貸し出し資産査定を強行したために、不良債権が大幅に増え、これが企業と銀行を破綻に追い込んだためである。

本稿では、客観的な資料でこの点を分析し、今後、こうした不健全で不安定な金融システムを立て直すにはどうすればよいかについて提案したい。

## 「1」金融再生プログラムの問題点

2002年10月に発表された金融再生プログラムの骨子は、（1）「資産査定を厳格化による不良債権処理」と（2）「資本勘定に含まれている税効果資本（繰り延べ税金資産）の圧縮」の2点であった。それぞれの問題点はつぎのとおりである。

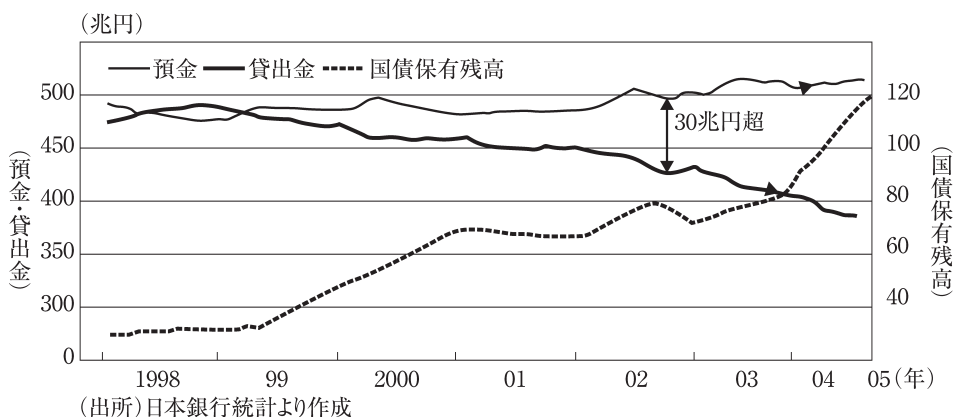
### （1）資産査定を厳格化による不良債権の加速処理

#### ① 大前提から間違っていた

金融再生プログラムで不良債権を加速処理しようとする理由は、銀行に不良債権があると、その資金が固定化して、その資金を必要としている成長企業にカネを貸せなくなることが挙げ

られていた。しかし、これは事実と反する。銀行には預金があり余っており、2002年時点で、30兆円を超過する預金が余っていた（図表1参照）。銀行は貸出先を探しており、不良債権があるから預金が固定して資金が循環しないのではなかった。2001年から始まった構造改革が典型的なデフレ政策であったため、企業がリスクをとれず、また銀行も企業のリスクをとれないために、銀行預金が循環しないのであった。

図表1 預金はあり余っている（銀行の預金と貸出金）



また、金融庁は資産査定を厳格にするという、DCF方式と減損会計を取り入れて資産査定をさせていた。しかし、デフレのときにこの方式をとれば、次々に不良債権が増加し、不良債権の増加は貸し倒れ引当金の積み増し、あるいは不良資産の償却を必要としていた。そうなれば当然、銀行の資本勘定が減少し、収益が圧迫される。収益の圧縮は自己資本を減額させ、自己資本比率規制の下では、銀行の貸し出し機能が減殺される。問題はデフレの下でDCF方式と減損会計を駆使して資産勘定を査定することであった。本来、デフレの下ではDCF方式も減損会計も絶対に使用すべきではない。

## ② DCF方式による資産査定

DCFとは、Discount Cash Flowの略で、1994年ごろからアメリカの通貨監督局が、金融機関の資産査定に使い始めた手法である。これは「将来において入金が確実な予想キャッシュフローを契約当初の貸出金利で割り引いた割引現在値にもとづいて貸し出し債権の経済価値を決め、当該価値が元本を下回った額を価値毀損額とみなして、その毀損額を貸し倒れ引当金に組み入れる手法」である。

デフレの下では5年後の収入が増加する企業は少ない。商品の量が変わらなくても、価格の下落だけで収入は減る。一方インフレ（物価がなだらかに上昇する）のときには物価の上昇だけで収入は増加する。だから、DCF方式はデフレのときに使うと、物価の下落だけで貸し出

し債権が不当に厳しく評価される。アメリカの学者でも「デフレのときに DCF 方式を使うと不良債権が不当に増加するから、使用すべきではない」と明言している。金融庁が銀行に対して DCF 方式を駆使して資産査定を実行してきたことは、不良債権を意図的に増やし、貸し倒れ引当金を積み立てて自己資本を減額させることになる。政府が緊縮財政を6年間も継続して実態経済をデフレに追い込んでいく一方で、金融庁がデフレを促進させる政策を強行したために、金融機能は一段と弱体化したのである。

### ③ 減損会計による資産査定

減損会計は2005年度決算（2006年3月）から、大企業を対象として導入されることになっている。しかし金融庁はこれに先駆けて、金融再生プログラムにより、減損会計を駆使して銀行の貸出先の試算査定をしており、中小企業から自営業者まで、法人税を支払っている企業までも、次々に破綻させていった。

その手法は、金融庁が検査のときに銀行の貸出先の固定資産を時価で評価させることだ。ここで固定資産の簿価（購入したときの価格）と時価（現時点の価格で売却したと仮定したときの価格）の差額をとり、簿価のほうが高ければ、その差額を評価損（「損失」）として扱う。したがって、通常取引で利益が上がっていても、この評価損が大きければ、企業の収益はマイナスと評価される。

日本の地価は依然として下がっており、前年比で3～5%の低下が実に15年間も継続している。とくに商業地の下落が大きい。こうした傾向のなかで、金融庁の方針に従い、減損会計を駆使して商工業従業者の資産査定をすれば、営業段階で十分利益を上げている企業までも一挙に潰される。

こうして収益を上げて税金を支払っている企業でも、含み損があると不良債権扱いされるのが金融庁行政である。

### （2）資本勘定に含まれている「税効果資本の圧縮」

「税効果資本」とは、「繰り延べ税金資産」である。日本の場合、不良債権の処理は間接償却が多い。つまり貸し出し資産のうち、回収に懸念のある部分を貸し倒れ引当金として積み立てる。日本の場合には、金融機関の貸し出しは、借入れ企業が破産するか会社更生法の適用を受けたときには無税償却が可能である。しかしそれ以外の場合で、貸し倒れ引当金を積み立てる形での間接償却のケースでは、有税償却となる。たとえば、100億円の貸し倒れ引当金を積み立てれば、法人税を50%とすると、50億円の法人税を納付しなければならない。この法人税は、当該企業が倒産するか健全債権になれば無税償却が可能となるので、資産項目ではその時期までの「繰り延べ資産」であり、その見合いとしての資本勘定では、「税効果資本」として計上される。

したがって、不良債権の加速処理を強行すれば、自動的に税効果資本は増えていく。金融再

生プログラムでは、不良債権の加速処理を強制する反面、税効果資本を圧縮する方針を打ち出したことは、自己矛盾であり、自己撞着である。アメリカでは、無税償却の範囲が日本よりも広く、また銀行が赤字になると、10年間遡及して支払い済みの税金を還付（償還）してくれる。だからアメリカでは、税効果資本は「自己資本全体の10%以内、または一年分の繰り延べ資産のうち、小さいほうを限度とする」という規定がある。

金融庁は当初、日本の銀行の税効果資本をアメリカ並みの扱いにしようとした。しかし、金融庁は日本では「税還付が不可能」であることを知り、アメリカの方式を強行することは取りやめた。

以上(1)(2)を骨子とする金融再生プログラムは、実際には必要のない方針であり、金融再生プログラムこそ、かえって実態経済を疲弊させるものであった。その結果、金融システムは脆弱化し、寡占化する結果を生んだのである。

## 〔2〕不安定化した金融システム

最近の金融庁はマクロ的な経済視点が乏しく、いたずらに強権を発動して銀行（信用金庫、信用組合を含む）の「行政リスク」を増大させている。このような金融行政は日本ではもちろんのこと、世界の金融行政史上類例を見ない恐怖行政である。国民の不信感を高めており、これ以上、こうした行政を継続させるべきではない。

2002年10月以来の金融庁行政は、「金融再生プログラム」の実行であり、このプログラムが理念も手法も誤りであることは、すでに述べたとおりである。とくに大きな禍根を残した手法は、DCFと減損会計手法を駆使して健全な貸出先でも不良債権とし、また銀行に対しては税効果資本の組入れ基準を厳格にし、企業と銀行を破綻に追い込んだことである。

金融再生プランの実行を見ると、どれをとっても妥当性を欠く行政であり、建設的な結果はなにも一つない。2005年3月末に不良債権比率が目標（4.2%）どおりに低下したとしても、DCF方式と減損会計で不良債権を増やし、国民の娯楽であるプロ野球球団（近鉄、ダイエー）まで潰して、数字合わせをしているにすぎない。金融庁はダイエーを潰すべきではなかった。ダイエーは過去2年有余の間に、借入金を一兆円以上返済し、必死に再生を図っていたのである。ダイエーを破綻させて産業再生機構へ送っても、借入金是不変で公的資金で借り入れを肩代わりしたにすぎない。

UFJ銀行は金融庁の強引な不良債権増加査定によって赤字に転落させられ、さらなる「行政リスク」を恐れて東京三菱との合併に走った。4大銀行が3大銀行になれば、日本の金融システムの寡占化と硬直化が一段と進む。超大型銀行が3行に集約されると、大型不良債権や業績不振行のリスクを吸収しあう余地が狭くなり、金融システムに柔軟性がなくなる。こうした硬直化は金融システムにとっては、怖い現象であり、3行のなかの一行で大口径不良債権が発生すると、金融システムは一挙に動揺する。大手行でも安心はできない。さらに2005年4月にペ

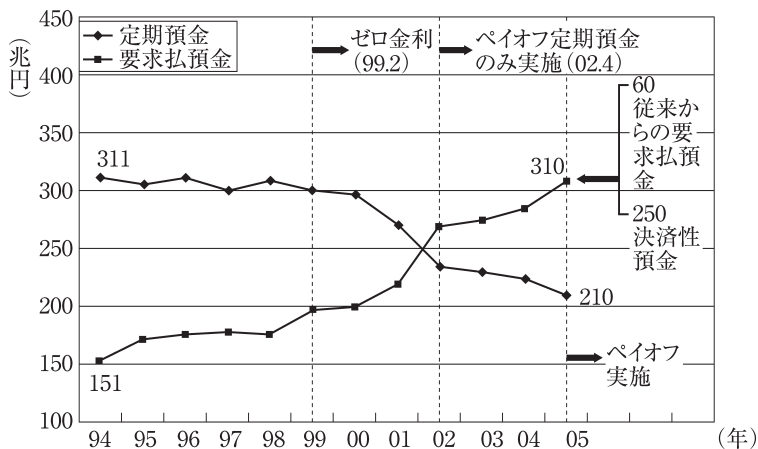
イオフが全面解禁され、新たな金融システムの不安定要因となっている。こうした政策は変更すべきであり、DCF・減損会計による資産査定廃止、銀行の税効果資本は「5年分を自動的に認める」ことにして、金融を安定化すべきである。またペイオフと自己資本比率規制を国内基準行には適用しないことを宣言すべきである。

### 「3」ペイオフ全面解禁は金融システム破壊の起爆剤

日本ではペイオフ制度の目的と実体が正しく理解されていない。これは、アメリカに指導された制度をその本来の目的と前提を十分理解せずに、日本に強引に導入しようとしているからである。金融審議会の一部の委員の主張も適正ではない。金融審議会では金融不安が強まっていた02年8月の会合で、ペイオフ導入そのものへの疑問も出されていたと報じられている。また同じ時期に、日本経団連奥田碩会長、同岸暁副会長（東京三菱銀行会長）、日本商工会議所山口信夫会頭もペイオフ解禁延期を唱えていた。その理由は主に、大幅な預金の移動が続くかぎり「ペイオフ解禁を全面的に延期するしかないのではないか」(岸氏)という点にある（『日本経済新聞』02年9月4日）。

図表2で現在の銀行の預金構成を見てみよう。これは国内銀行の預金構成比率である。02年4月に定期預金だけをペイオフの対象としたため、要求払預金が定期預金を上回り、銀行は安定資金不足（流動性リスクの増加）で、貸出を抑えざるをえなくなった。これが、金融再生プログラムによる金融引き締め（不良債権の加速処理で自己資本が減額され、貸出がしにくくな

図表2 ペイオフ完全実施は金融システムを破壊する（国内銀行の預金構成比率）

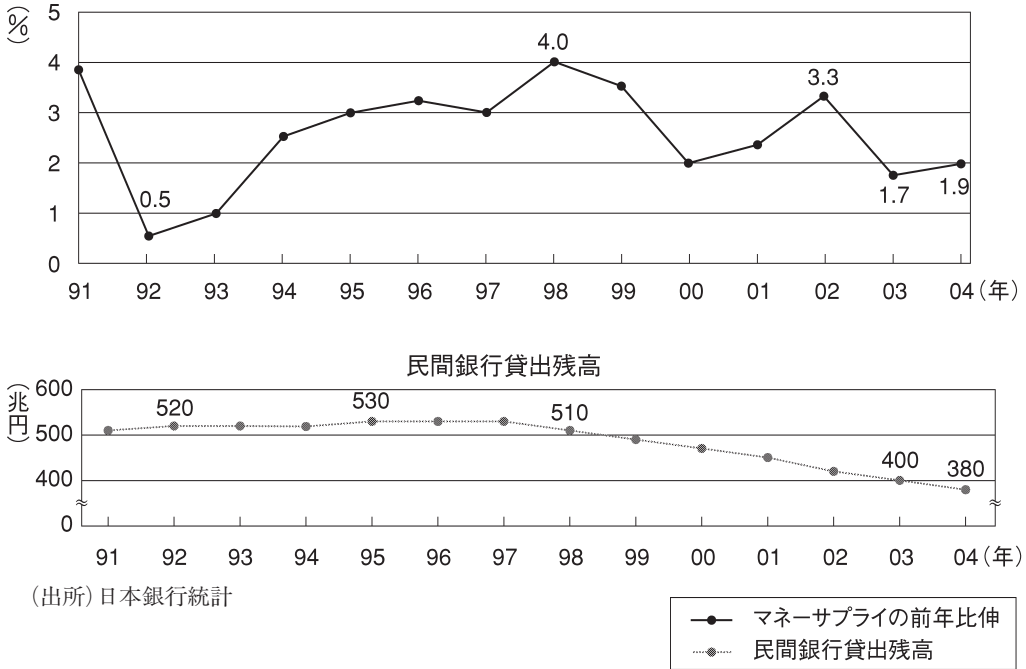


(注)「要求払預金」は「総預金」から「定期預金」を控除した金額。数字は各年度末、04年は10月末。

カッコ内は預金総数に対する (%)

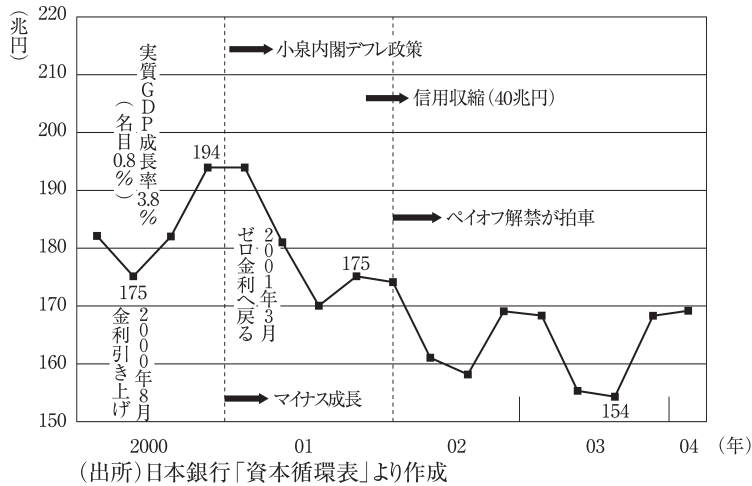
(出所) 日本銀行統計より作成

図表3 金融再生プログラムは強度の金融引き締め（マネーサプライは10年来の低水準）



(出所) 日本銀行統計

図表4 ペイオフが信用収縮を加速（民間非金融法人企業の企業間信用）



(出所) 日本銀行「資本循環表」より作成

る）と呼応して、マネーサプライ増加率の急落と企業間信用の縮小（信用収縮の拡大）を引き起こしている（図表3・4参照）。つまり、DCF方式と減損会計で不良債権を増加させるため、銀行が自己資本不足に陥り、貸出ができにくくなるために金融引き締めと同じ効果が生じているのである。こうしたことから、ペイオフを一部解禁したことが銀行の貸出機能を阻害していることが明瞭に読み取れる。



ペイオフが全面解禁された2005年4月には、全預金（520兆円）の60%（310兆円）が要求払預金になっている。まさに10年前（94年度）と逆転である。銀行は定期預金比率が70%程度ないと安定した貸出ができない。したがってこのまま、ペイオフ制度の継続を強行していけば、金融機能（貸出機能）は大幅に減殺され、信用収縮は収まらず、マクロ経済の停滞を強めることは確実である。

要求払預金310兆円のうち「決済性預金」（当座預金と普通預金の変形、金利ゼロ）が8割程度（250兆円）を占めるであろう。これは本来、定期性預金であるべきものが要求払預金にシフトしたもので、極めて異常な事態である。銀行はすぐ現金化できる国債の購入を増やさざるを得ない。景気が回復し金利が上がれば、ゼロ金利の決済性預金の金利を求めて資金が大きく移動する可能性が高い。また、ちょっとした風評や情報で、預金が一挙に流失するであろうし、大手行に集中するであろう。わずか3行に集約されると、金融の寡占化と硬直化が進んでいるため、金融システムは何かあれば一挙に混乱する。まさにペイオフ全面解禁が金融システム破壊の起爆剤となるであろう。

#### 「4」日本の経済規模から見て少なすぎる海外進出銀行

図表6を参照されたい。経済規模（国内総生産＝GDP）と、銀行の数を比較した表である。日本とアメリカは、銀行にある預金総額がほぼ同じである。そこで、銀行の数を比較すると、銀行数は、アメリカが約8000行であり、日本は約1600行であるから、日本はアメリカの「5分の1」の銀行しかない経済規模を調整すると、約半分である。またドイツ、イギリスと比べても、日本の銀行数は経済規模から見て少ない。アメリカでは、幅広く海外進出している銀行は3行である。しかし各州の大手銀行は、直接外国の銀行と国際業務を展開している。

日本では、ほとんどの地方銀行は大手行を経由して国際業務を扱っているにすぎないから、国際業務の大手行への集中度合いは極めて高く、不安定だ。大手の海外進出銀行の数は、日本は6～7行は必要である。3行への集約は日本の国際取引にとって大きなマイナスであり、国内では寡占化と金融硬直化を助長する。

「日本はオーバーバンキング」という識者の中に、個人の金融資産が銀行に集中しすぎているからだ、という意見がある。

しかし、これまた実情を反映しない見解で、間接金融が中心である日本では、元本保証のある銀行預金に金融資産が集中するのは当然である。しかも政府のデフレ政策で証券市場が低迷しているときに、「ペイオフ全面解禁によって、預金を証券市場に移動させるべきだ」（経済同友会）という意見は、「デフレのときに国民にバクチを打て」と強要するようなもので、極めて不適切である。

ペイオフは1934年にアメリカで法制化された制度であり、目的は預金者の保護と中小銀行の貸出機能の確保である。つまり、預金の一定額まで保障すれば、預金者は保護されるし、銀行

は安定した資金が残るから、貸出もできる。ところが、「貸出の保護」（金融機能の保護）という目的を、金融庁とペオオフの導入を主張する識者は見落としている。日本の現状ではペイオフ全面解禁が預金の不安定化とともに銀行の貸出機能を減殺させるので、マクロ経済にとっても大きなマイナス要因である。「ペイオフ全面解禁が構造改革だ、これで金融システムが健全化した」と思ったら、大間違いである。

## 「5」金融秩序の維持と競争促進のため相応のルールが必要

日本は、東京三菱銀行とUFJ銀行との合併によって、金融の寡占化が一挙に進み、金融の硬直化を招いている（図表5参照）。

主要国では、金融秩序の維持と競争促進のために、相応のルールと秩序が見られる。アメリカでは1994年に、「州際業務・支店設置効率化法案」（リーグル・ニール法）が成立し、州を超えた銀行業務の展開が可能になった。しかし同時に、1銀行グループの預金総額は当該地域の預金総額の20%程度までとする（20%ルール）法律が制定されている（図表6参照）。

ドイツでは、海外で業務展開する3大銀行の国内シェアは資産総額で9%程度にすぎない。国内には大小合わせて3500行の銀行があり、寡占化を防いでいる。

イギリスでは、大手銀行4行が海外各地で国際業務を分担しており、国内では1銀行が中小企業に対する貸出シェアが25%を超えたときに、政府指導で新銀行を参入させた例がある。

注目すべきはカナダである。1998年に6大銀行のうち2行が合併して4行になる合併案があった。しかし金融当局は、「4大銀行に集約されると、4行中の1行の資産シェアが4大銀行の中で30%を超し、寡占化となること、および4行中の1行で大口の不良債権が発生した場合、吸収できる銀行が少なくなることを理由として、この合併を否認した。寡占化と硬直化を防止した優れた見識である。

こうした金融秩序と金融システム安定化の理念は、日本の金融庁や公正取引委員会にはまったく見られない。東京三菱とUFJの合併案は、アメリカ、イギリス、ドイツではどこでも認

図表5 日本はショートバンキング（寡占化・硬直化が進む日本の金融システム）

		みずほ	三井住友	東京三菱	UFJ	東京三菱 とUFJ	4大銀行 合計	国内銀行 合計
預 金	金額(兆円)	68	65	66	53	119	252	514
	シェア(%)	13 (27)	13 (26)	13 (26)	10 (21)	23 (47)	49	
貸 出	金額(兆円)	66	55	47	42	89	210	400
	シェア(%)	16 (31)	14 (26)	12 (22)	10 (21)	22 (43)	52	

(注)数字は04年3月末現在。( )は4大銀行に占めるシェア



められないであろう（3行が合併したみずほも否認されたであろう）。ドイツであれば国内資産の分割（国内だけの銀行への分割）を要求されるのではなかろうか。

## 「6」金融庁の行政方針の転換が必要

金融庁は、以上の問題点を十分認識し、当面の行政方針としては、以下の五つを挙げたい。

### （1）ペイオフ制度の適用停止，国内行に対する自己資本比率規制の撤回

ペイオフ制度の適用を無期限延期し、銀行預金は全額保護する。前述のとおり、すでに銀行預金の90%が保護されており、制度の適用停止を宣言しても何ら問題はなく、逆に金融システムが安定化する。ペイオフ全面解禁が金融システムをかえって不安定にし、危険な状況にあることを国民に説明すれば、国民は納得し、安心するであろう。これでデフレ圧力が一挙に減るであろう。現在（2005年10月）でも、GDPデフレーター（物価の総合指標）は7年連続でマイナスであり、根強いデフレが継続している。デフレは1997年の橋本財政改革から始まり、1998年以来、実に7年の長きに亘って継続している。2000年にいったん沈静化しつつあった。しかし、2001年度からの小泉緊縮財政で回復過程が一挙に破壊され、2002年10月からの金融庁の金融再生プログラムによる無用の不良債権加速処理によって、デフレが一段と深刻になった。今回の長期デフレは政策の失敗によるものである。

また、国内銀行には自己資本比率規制の適用を事実上廃止させる。早期是正措置を復活させ、自己資本比率が低下してきた場合には、民間銀行に一定の期間を猶予して経営安定化の努力をさせる。ペイオフと自己資本比率規制から脱却した日本型金融システムを構築すべきである。

### （2）資産査定の手法を全面的に改め、DCFと減損会計を使う手法を廃止する。

前述のとおり、デフレ経済の下ではDCFを使えば、不良債権は次々と増加していく。また減損会計によって含み損までも表面化させて資産査定をすれば、不良債権は増加し、収益を上げている健全な企業でも不良債権扱いできる。こうした手法をとってきたから、健全な企業までも不良債権扱いされ、実態経済が衰弱し、税収が上がらない経済になってしまったのである。これが増税の原因である。

### （3）銀行の「税効果資本」は「無条件で5年間分の計上」を認める。

不良債権の加速償却をしていけば、「繰り延べ税金資産」は増加していく。これに応じて、「税効果資本」（「繰り延べ税金資産」の見合いとなる「負債・資本項目」に計上される資本項目）は自然に増えていく。したがって、金融庁が不良債権の加速償却を強制しておきながら、資本項目に占める税効果資本の比率を下げる方針を出すことは、金融政策の自己矛盾であり自己撞着である。2001年9月までの方針に戻って、「税効果資本は過去5年分を自動的に計上し

図表 6 日本は海外進出銀行が 6～7 行は必要

	国内総生産 (GDP) 比較	大手海外進 出銀行(行)	特徴	銀行総数
日本	日本を100	4 → 3	経済規模から見て 6～7 行あるべきだ。 地域銀行は国際取引を大手行に依存している。	約1600
アメリカ	260	3	世界各地に海外進出している国際銀行は 3 行。しかし、各州の大手銀行が海外取引をしている。国内では「預金保険機構10%ルール」, 「隣接州の合併制限20%ルール」あり。預金総額は日米とも同額。	約8000
ドイツ	50	3	3 大銀行の総資産は国内全銀行の 9 %程度と小さい。最大手のドイツ銀行でも、国内全銀行の資産は 5 %程度である。	約3500
イギリス	40	4	大手 4 行が海外でも地域別にすみ分けている。国内では、一つの分野で 1 行のシェアが25%を超えないよう政策面で指導。	約700
カナダ	18	6	海外各地へ進出しているのは 2～3 行。98年に大手 6 行が 4 行に集約される案があった。しかし政府が合併を否認。	約150

(注)「銀行総数」：日本は都市銀行、信託銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、農協の合計。アメリカは、大手銀行、地方銀行、貯蓄貸付組合（S&L）の合計。その他の国は大手銀行、地方銀行、貯蓄銀行などの合計。

てよい」の方針に戻すべきである。日本の現状では、金融機関が赤字になっても、税務当局は過去に支払った税金を還付してくれない。アメリカでは金融機関が赤字になると、過去に支払った税金を10年間まで遡及して還付してくれる。日本では還付は一切ない。アメリカでは、税効果資本の限度は、「自己資本の10%以内か、過去一年分の税効果資本のどちらか小さい金額」となっている。これを真似て、金融庁は銀行の税効果資本を制限しようとしている。しかし、税還付が大幅に認められているアメリカとまったく認められていない日本では、事情が異なる。日本で税効果資本をアメリカに真似て制限するのは、大前提を考えないでアメリカ方式を導入することであり、絶対にすべきではない。

監査法人による銀行潰しをやめさせ、銀行に対する行政は大臣自らの判断と責任で行う。大臣はその結果について責任を持つ。以上(1)(2)(3)を大臣自らが宣言する。これこそ建設的な大改革であり、金融は一挙に安定化し、間違いなく金融行政への信頼が回復するだろう。

(4) 銀行の「ガバナンスの向上」の名目での経営介入は全面的にやめるべきだ。金融庁が個別企業への介入をやめることが、大改革であり、民間活力を促進する道だ。

(5) 金融機関に対する時価会計・減損会計の適用を停止すべきである。アメリカでは1933年から実に60年間、金融機関に対する時価会計の適用を停止して、金融安定化を目指してきた。

## 「7」金融庁の責務

次に、金融庁の責務として、四つ挙げたい。

(1) 図表6で、主要国の「金融秩序維持と金融システム安定化のための施策」が明確になったであろう。金融庁は寡占化防止の基準を作るべきである。

(2) 利益相反回避ルールをもっと厳格にする。具体的には、銀行本体での株式保有を禁止すべきである。預金者と投資家の利益相反問題があり、金融安定化の見地から見ても、銀行本体での株式保有は禁止すべきである。アメリカの新銀行法(1999年11月)でも、銀行本体での株式保有は引き続き禁止されており、持ち株会社の傘下の証券会社で、株式保有が認められているにすぎない(持ち株会社の資本金の30%が限度)。

(3) 金融コングロマリットは法制化すべきではない。日本の金融システムでは、同一の資本グループによるグループ化が他国以上に相当進んでおり、その上日本では、(1)のような制度上の規律が乏しいからである。

(4) 日本では銀行の取引先に対する影響力は他国以上に強い。生命保険の銀行窓口販売を全面的に解禁すると、銀行の圧力販売が増え、保険購入者の意向が無視される懸念が強まるであろう。現在すでに一部許可している。しかし、圧力販売にならないよう、厳格な基準を設定すべきである。

最近の金融庁行政は、意図的に銀行経営に介入し、かえって金融を不安定にしている。官庁の中でも行政のバランスを欠き、信頼性に欠ける。これ以上、金融庁を存続させる必要はない。

金融庁には金融機関の検査だけを担当させ、行政判断、行政指導は財務省へ統合した方が国民の利益にかなうであろう。

### 参考文献

- 1 拙稿「金融再生プログラムの誤り」『金融ビジネス』2004年3月号、東洋経済新報社
- 2 拙稿「金融改革プログラムは大前提から間違えている」『金融ビジネス』2005年3月号、東洋経済新報社
- 3 「金融庁の横暴—金融機関・中小企業を追いつめる」『週間ダイヤモンド』2005年6月4日号、ダイヤモンド社
- 4 「金融庁への大疑問」『金融ビジネス』2005年6月号、東洋経済新報社

以上